

## 平成16年度奉仕活動・体験活動に関する施策

(省庁名 外務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
国際開発協力関係民間公益団体補助金  ＝N G O事業補助金＝ 平成16年度はN G O事業促進支援事業のみ実施	<p>(事業目的) 開発途上国において我が国N G Oが行う草の根レベルでの開発協力事業に対する助成。我が国N G Oの国際協力活動を財政面で支援するとともにきめこまかな対途上国開発協力の拡充を図ることを目的とする。</p> <p>(事業内容) N G Oのキャパシティー・ビルディング（能力強化）を支援する観点から、N G Oによる事業活動の促進に対する支援を目的とした事業。 (1) プロジェクト企画調査支援 (2) プロジェクト評価支援 (3) 組織運営・活動能力向上支援 (補助率及び交付上限額等) 総事業費の原則2分の1以下。平成15年度においては、1申請事業につき50万円以上500万円以下。</p>	国	経済協力局民間援助支援室

(省庁名 外務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
NGO活動環境整備支援事業	<p>(事業目的) 我が国NGOの組織、活動、専門性の向上に資する支援を行う。</p> <p>(事業内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 NGO相談員制度 NGO活動に関する市民からの様々な相談や、NGO間相互の情報・相談ニーズに対し、経験豊かなNGOが相談員となって適切なアドバイスを行うもの。</li> <li>2 分野別NGO研究会 NGOの専門性の強化を図るべく、ODAの3重点分野である保健・医療、教育、農業・農村開発の各NGOネットワークにて実施</li> <li>3 国別NGO研究会 特定の国で活動するNGOの活動能力を向上すべく、当該国で実施できる具体的なプロジェクトとの研究・形成や支援形態等についての提言を行うもの。</li> <li>4 NGO専門調査員制度 国際協力活動に関する各種専門性を有する人材が特定分野の強化を望むNGO活動に一定期間従事し、課題の調査及び改善策の提言を行うもの。</li> <li>5 NGOキャパシティー・ビルディング研修 欧米NGOから先進的・専門的な技術を学ぶべく、NGOの人材育成として、保健、医療、教育、農業、緊急人道支援の各NGO向け研修を実施。</li> </ol>	国	経済協力局民間援助支援室

(省庁名 外務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
日本NGO支援無償資金協力	<p>(事業目的) 我が国NGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発、緊急人道支援プロジェクト等に対し資金協力をを行うもの。平成14年度に創設された。</p> <p>(事業内容)</p> <p>1 開発協力事業支援 開発途上国・地域で活動している日本のNGOが実施する草の根レベルに直接裨益する経済・社会開発協力プロジェクトに対して資金協力をを行うもの。平成15年度の対象地域は、128ヶ国及び1地域。</p> <p>2 セクター連携支援 日本のNGOが他のNGO（当該国・地域のローカルNGOを除く）や研究機関等（営利団体を除く）と連携し、コンソーシアムを組んで開発協力プロジェクトを実施するもの。対象地域は開発協力事業支援と同様。</p> <p>3 NGO緊急人道支援無償 海外で発生する大規模な武力紛争や自然災害に伴う難民・避難民に対する緊急人道支援活動に従事する日本のNGOに対し、より迅速かつ機動的に活動を立ち上げられるよう支援するもの。</p> <p>(次頁続く)</p>	国	経済協力局民間援助支援室

(省庁名 外務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
日本NGO支援無償資金協力	<p>(前頁続き)</p> <p>4 リサイクル物資輸送費支援 日本の地方自治体や医療機関、教育機関などが提供する優良な中古物資（消防車、救急車、病院用ベッド、車椅子、学校用机・椅子、仮設プレハブ住宅等）を日本のNGOが引き受け、開発途上国に贈与するにあたり、その輸送費等を支援するもの。</p> <p>5 マイクロクレジット原資支援 担保手段を持たないために民間銀行等からは融資対象として不適格と見なされる貧困層、特に女性を対象として、生産手段の確保・拡充、所得向上のために日本のNGOに対し原資として供与される資金を活用し、少額・無担保の信用を供与するもの。</p> <p>6 対人地雷関係支援 日本のNGOが行う地雷・不発弾除去、犠牲者支援、地雷回避教育といった一連の対人地雷関連の活動を支援するもの。</p>		

(省庁名 外務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
青年海外協力隊派遣事業	<p>(事業目的) 開発途上国からの要請に基づき、隊員が当該国国民の生活に直接とけ込み、当該国へ技術移転を行うことを通じて、当該国の経済及び社会の発展又は復興に協力を行う。更に、派遣された青年男女隊員がその活動を通して、広い国際的視野や感覚を養うこととなる。</p> <p>(事業内容) 開発途上国からの要請に基づき、その国の人々と生活を共にしながら、相手国の経済及び社会の発展又は復興に貢献しようという有為な日本国籍を有する青年（20～39歳）を派遣し、相手国に対し技術協力をを行うもの。 協力隊員の活動職種は約150種に及ぶ。</p> <p>(実施個所等) 平成14年度末現在では、66か国の途上国に対して2,315人を派遣中。 累計で78の国に23,874人を派遣。</p>	(独) 国際協力機構	経済協力局技術協力課（昭和40年度から実施）
シニア海外ボランティア事業	<p>(事業目的) 開発途上国からの技術援助の要請に基づき、幅広い技術、豊かな経験を有し、途上国のために貢献したいと希望する中高年の人を途上国に派遣し、当該国の経済及び社会の発展又は復興に協力を行う。</p> <p>(事業内容) 日本国籍を有する中高年の方（40～69歳）でボランティア精神を持ち、心身ともに健康で途上国の経済社会の発展に貢献しうる技術、知識、経験を持ち、現地でのコミュニケーションに必要な語学力を有する方を途上国に対して原則1年ないし2年間派遣し、相手国に対し技術協力をを行うもの。</p> <p>(実施個所等) 平成14年度末現在では、46か国の途上国に対して685人を派遣中。 累計で46か国に1,281人を派遣。</p>	(独) 国際協力機構	経済協力局技術協力課（平成12年度から実施）

(省庁名 外務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
草の根技術協力事業	<p>(事業目的) 国際協力事業団（JICA）が日本のNGO、大学、公益法人等の団体と、開発途上地域の生活向上を促す目的で、共同事業として実施するもの。</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・草の根パートナー型 事業提案団体がプロポーザルを作成してJICAで審査の上、採否を決定するもの。最長3年間で5千万円。</li><li>・草の根協力支援型 NGOがJICAのコンサルテーションを受けつつ案件を形成していくもの。最長3年間で1千万円</li><li>・地方提案型 地方自治体等の有するノウハウを活用するもので、年1回ヒアリングを実施。</li></ul> <p>(実施個所等) JICA事務所等の所在する69か国（パレスチナを含む）</p> <p>(予算形態) 委託契約</p>	(独) 国際協力機構	経済協力局民間援助支援室

(省庁名 外務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
草の根文化無償協力	<p>(事業内容) 開発途上国における草の根レベルでの文化・高等教育の振興 (事業内容) 開発途上国において活動するN G O、開発途上国の地方公共団体、学術・研究機関、文化・高等教育機関が実施する比較的小規模な文化・高等教育の振興のための機材整備及び輸送費補助に対して資金協力を行うもの。</p> <p>(実施対象国(2004年度)) 国民一人あたりのG N P (2001年) が5185 ドル以下の国で、日本大使館のある80カ国。</p> <p>(援助額等) 1件あたりの供与限度額は原則1千万円以内。 個別案件につき審査の上、供与額を決定。</p>	国 (大使館、総領事館が実施)	文化交流部政策課
日米センターN P O フェローシップ	<p>(事業目的) 日米間の草の根交流の架け橋となり、国際的に活躍できる次世代の人材の育成</p> <p>(事業内容) 日本国内のN P Oの中堅スタッフの中から一般公募により年間3～5名程度のフェローを選抜し、4ヶ月以上1年以内の期間米国のN P Oに派遣し、スタッフとして研修。</p>	(独) 国際交流基金	文化交流部政策課

(省庁名 外務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
日米センター一般公募助成事業「市民交流プログラム」	<p>(事業目的) 非営利セクターの組織基盤・活動基盤の強化発展を目的とした人材育成や相互ネットワーク構築等を通じて日米交流促進に寄与</p> <p>(事業内容) 日本又は米国の非営利団体（NPO、大学、研究所、図書館等）が実施するNPO交流関係プロジェクトへの助成。</p>	(独)国際交流基金	文化交流部政策課
JOI (Japan Outreach Initiative) プログラム	<p>(事業目的) 日本との交流の機会が比較的少ない地域における対日関心の喚起や日本理解の促進及び草の根交流の担い手育成。</p> <p>(事業内容) ボランティアとして草の根交流のコーディネーターを米国に派遣する。コーディネーターは、主に米国南東部の日米協会や大学等の地域交流活動の拠点に配置され、学校やコミュニティで、日本の文化、社会、生活、日本語に関する知識や情報を提供し、また日米交流を深めるための活動を展開する。</p>	(独)国際交流基金	文化交流部政策課
日本語ボランティア教師派遣	<p>NGO (NPO)との連携により、ボランティアの日本語教師を派遣する。 先進国(北米をのぞく)を対象に、在外公館がニーズ調査を行い、NGO (NPO)が、ボランティア日本語教師の募集・選考・派遣を行う。</p> <p>受け入れ教育機関は、宿舎、食事を提供。派遣期間は約1年。年間2~3名を派遣。</p>	日本国内にある 非営利団体	文化交流部政策課